

調整給付金(不足額給付分)^(※)申請書

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)	
熊谷	市長殿

熊谷市
受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円の方、かつ、令和5年度、令和6年度の非課税世帯(又は均等割のみ課税世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、物価高騰対応重点支援地方創生交付金制度要綱(令和5年11月29日付け府地創第327号)に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(し)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①下記の支給要件に該当する場合、給付金が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。

【支給要件】

別紙「対象と見込まれる調整給付金(不足額給付)の一覧表」のいずれかの条件を満たすこと

②調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)申請書の提出を委任します。				申請者 本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

対象と見込まれる調整給付金（不足額給付分）の一覧表^{※1}

令和5年		令和6年度住民税所得割非課税							
		合計所得48万円以下				合計所得48万円超			
令和6年		課税者の被扶養者 かつ 扶養者は定額減税のみ	被扶養者 かつ 扶養者に調整給付あり	被扶養者でない	専従者 ^{※2}	本人として 当初調整給付なし	本人として 当初調整給付あり	本人として 当初調整給付なし かつ 専従者 ^{※2}	本人として 当初調整給付あり かつ 専従者 ^{※2}
	合計所得 48万円以下	課税者の被扶養者	× 対象外 【注意】令和6年所得税において、被扶養でない場合も対象外です。	× 対象外 【注意】令和6年所得税において、被扶養でない場合も対象外です。	× 対象外 【注意】令和6年所得税において、被扶養でない場合も対象外です。	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプA)	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプA)	× 対象外 【注意】令和6年所得税において、被扶養でない場合も対象外です。	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプA)
専従者 ^{※2}		○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプB)	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプC)	△ 様式誤り 「様式第3号」での対象と見込まれます。 支給見込額：4万円	△ 様式誤り 「様式第3号」での対象と見込まれます。 支給見込額：4万円	△ 様式誤り 「様式第3号」での対象と見込まれます。 支給見込額：4万円	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプD)	△ 様式誤り 「様式第3号」での対象と見込まれます。 支給見込額：4万円	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプD)
合計所得 48万円超	(税額控除前) 所得税非課税	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプB)	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプC)	× 対象外	△ 様式誤り 「様式第3号」での対象と見込まれます。 支給見込額：4万円	△ 様式誤り 「様式第3号」での対象と見込まれます。 支給見込額：4万円	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプD)	△ 様式誤り 「様式第3号」での対象と見込まれます。 支給見込額：4万円	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプD)
	(税額控除前) 所得税非課税 かつ 専従者 ^{※2}	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプB)	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプC)	△ 様式誤り 「様式第3号」での対象と見込まれます。 支給見込額：4万円	△ 様式誤り 「様式第3号」での対象と見込まれます。 支給見込額：4万円	△ 様式誤り 「様式第3号」での対象と見込まれます。 支給見込額：4万円	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプD)	△ 様式誤り 「様式第3号」での対象と見込まれます。 支給見込額：4万円	○ 本様式「様式第4号」での対象と見込まれます。 (タイプD)

※1：令和7年5月16日時点の国からの情報^{*}を基に作成しています。

^{*}：令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）～低所得者支援及び定額減税補足給付金～地方公共団体職員向けQ & A「第10版」より

※2：地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

【注意】専従主の合計所得金額が1,805万円超の場合、定額減税の対象にならないため、調整給付金（不足額給付）についても支給対象になりません。

支給見込額：（タイプA）1万円

（タイプB）3万円

（タイプC）令和6年度住民税における扶養者側の令和6年所得税における定額減税・調整給付額との差額（上限3万円）

（タイプD）所得税分当初調整給付額との差額（上限3万円）